

札幌市公式ホームページ広告取扱要領

平成 19 年(2007 年)3 月 5 日総務局理事決裁
最近改正 令和 6 年(2024 年) 1 月 16 日市長室長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市広告掲載要綱(平成 18 年 9 月 7 日市政推進室長決裁。以下「要綱」という。)及び札幌市広告掲載基準(平成 18 年 9 月 7 日市政推進室長決裁。以下「掲載基準」という。)の規定に基づき、札幌市公式ホームページ(但し、円山動物園、並びに、ドメインが「www.city.sapporo.jp」以外のホームページは含まない。以下「ページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (2) テキスト広告 ページ内に表示される広告用の文字列で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (3) 閲覧者 インターネットを通じて、ページを閲覧する者をいう。

(広告の種類)

第 3 条 ページに掲載する広告(以下「広告」という。)は、バナー広告及びテキスト広告とする。

(広告等の範囲)

第 4 条 要綱第 5 条及び掲載基準の規定は、広告のリンク先ホームページの内容についても適用するものとする。

(広告の規格)

第 5 条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) バナー広告

大きさ 縦 140 ピクセル×横 280 ピクセル
形 式 GIF・JPEG・PNG
データ容量 100KB 以下

(2) テキスト広告

見出し 広告の見出しを表わす文字列で、全角、半角 15 文字以内
広告文 広告の内容を説明する文字列で、全角、半角 40 文字以内
URL 広告主のホームページの URL で、半角英数字 40 文字以内
いずれも半角カナ、機種依存文字は使用不可

(バナー広告の表現)

第 6 条 次の表現を含んだバナー広告は、禁止とする。

- (1) ボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等、閲覧者が入力や選択等の何らかの操作ができると誤解するおそれのあるもの
- (2) 札幌市の事業又は札幌市が推奨する事業もしくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの
- (3) アニメーション及び透過色を用いたもの

2 バナー広告に用いる画像には、次の各号により代替文字列を指定するものとする。

- (1) 先頭は「[広告]」の 4 文字とする。

(2) 前号に続く文字列は、原則として、広告主名又は広告に表示されている文字列とする。

3 第1項第2号については、広告のリンク先ホームページも対象とする。

(テキスト広告の表現)

第7条 次の表現を含んだテキスト広告は禁止とする。

- (1) 札幌市の事業又は札幌市が推奨する事業もしくはそれに関連するものであると閲覧者が誤解するおそれのあるもの
- (2) 文字、句読点、記号等を文章の装飾など、本来の用途以外の目的で用いたもの
- (3) 顔文字
- (4) 語句の過剰な繰り返し
- (5) その他札幌市が不適切と判断した表現

2 第1項第1号については、広告のリンク先ホームページも対象とする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第8条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、別に定める。

(広告の掲載期間)

第9条 広告を掲載する期間は、原則1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別に定める。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は広報部長が別に定める。